

JEO 指定法定書面利用サロン様

改訂前の「指定法定書面」のご利用に関するご注意

2022年5月2日

特定非営利活動法人日本エステティック機構



平素より、当機構指定のエステティックサービス契約書及び概要書面（以下、「指定法定書面」）をご利用いただきありがとうございます。

本年6月1日より改正特商法の施行に伴い、お客様のクーリング・オフの方法に「電磁的記録」が加わります。「電磁的記録」とは、例えば電子メールやFAXなどのことをいい、またSNSやUSBメモリー等も含まれます。

これまでお客様は、クーリング・オフを希望する場合は契約日の翌日から8日以内にハガキや封書などの書面にてサロンへ申し込む必要がありましたが、2022年6月1日以降は、上記の「電磁的記録」による方法でもクーリング・オフを申し込むことができます。

また、「電磁的記録」の方法をサロンで表示する（メールアドレス等）ことは可能ですが、サロンが表示していない「電磁的記録」で申し込んだお客様のクーリング・オフを拒むことはできません。

それに伴い法定書面に記載されているクーリング・オフの方法の説明を「書面」から「書面又は電磁的方法」という表現に変更する必要があります。

当機構は、指定法定書面を改訂し2022年5月20日以降順次発送してまいります。現在サロンでご利用中の改訂前の指定法定書面については以下の対応により利用可能です。

- ①指定契約書に「(別紙1)クーリング・オフ通知方法の追加のお知らせ」を添付する。(契約書にホチキス等で止めること)
- ②「(別紙2)説明交付確認書」をお客様に確認していただきお客様のサインされた確認書を契約書控と共に保管する。

なお②の措置は特商法で定められた説明義務なども含めて書面の交付などをお客様に確認いただくものであり、「別紙1」の交付の記録を確実に保管することができます。

また上記の措置を取らず改訂前の法定書面を交付した場合は、特商法第42条に抵触し、クーリング・オフ期間が正しい法定書面が交付された日の翌日から8日後まで延長となります。

以上の法令改正の内容を正しくご理解いただき、ご対応をいただくようお願い申し上げます。

(別紙1)

本書面を必ずお読みください。

お客様各位

「クーリング・オフの通知方法の追加のお知らせ」

平素は当店を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。

このたびは当サロンとのご契約ありがとうございました。

2022年6月1日より法律の改正に伴い、クーリング・オフの通知方法が追加され、これまでの書面に加え、メールやFAX（電磁的記録）などでも通知できるようになりました。つきましては、当サロンのエステティックサービス契約について、メールやFAXでクーリング・オフを行う場合には、以下までお願い申し上げます。

メールアドレス

FAX 番号

2022年6月1日

サロン所在地

サロン名称

事業者名

代表者名

電話番号

説明交付確認書

ご契約に際して書類のお渡しや説明に不足がないか、以下に記載した書類の受取、及び記載した事項の説明を受けたことをご確認ください

交付書類

- 概要書面（契約締結前にお渡しする書面です）
- 契約書面（契約締結時にお渡しする書面です）
- パンフレット（社内案内、会社概要・エステティックコース・化粧品、商品など）

ご説明事項

- ご契約サービス内容について
 - ・ サービスの提供内容、期間、回数についてのご説明
- お支払総額と期間について
 - ・ ご契約に関するお支払の総額（分割の場合は期間と回数、1回あたりの支払額）のご説明
- クーリング・オフについて
 - ・ クーリング・オフについての説明
 - ・ 関連商品の返品についての説明
- 「クーリング・オフの通知方法の追加のお知らせ」の説明
- 中途解約時の精算について
 - ・ 精算方法についてのご説明
 - ・ 関連商品の引取基準のご説明
- 関連商品と関連商品以外の商品について
 - ・ 関連商品と関連商品以外の商品の違い
 - ・ 関連商品以外の商品は、コース提供に際して必ずしも購入の必要はありません
- 特約について
 - ・ キャンセル料などについての説明
- 無理のない契約金額であるかの確認
- 契約前に年齢確認をおこなったかの確認
 - ・ 原則的に未成年のみでの契約は行いません

ご契約に際して上記書類のお渡しと、説明に不足がないことをご確認の上ご署名ください。

ご確認日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ご署名： _____

サロン名
電話番号

担当者